

委員会提出議案第4号

聴覚障害者に対するコミュニケーション支援機器の給付制度の見直しに関する意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和8年9月18日

岩倉市議会議長 須藤 智子 様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 鬼頭 博 和

聴覚障害者に対するコミュニケーション支援機器の給付制度の見直しに関する意見書

意思疎通や情報取得は、人々が日常生活や社会生活を営む上で最も基本的な基盤であり、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会を実現するために不可欠である。

しかし、聴覚障がい者に対する支援として現在中心的な役割を果たしている補聴器等の機器は、障がいの程度や原因、周囲の音環境などの個人差により、必ずしも十分な効果を発揮するとは限らない。また、デジタル補聴器に搭載されている各音域の調整機能についても、コミュニケーションを円滑にする上で必ずしも有効とは言えず、音の増幅によっても会話内容の把握が困難な場合が多い。このため、文字情報や音声認識技術など、補聴器以外のコミュニケーション支援手段が必要となる。

近年、音声認識技術や人工知能（ＡＩ）の急速な進展により、スマートフォン上で音声をリアルタイムに文字表示する技術が普及しつつある。さらに、ＡＩ音声認識スマートグラス等では、音声情報をレンズ越しに提示する技術が実用化されている。これらの機器は、スマートフォンを手を持つ必要がなく、相手の表情や状況を確認しながら情報を取得できるため、自然な意思疎通を可能にするなど、医療機関、行政窓口、職場、教育現場等における新たな情報保障の手段として大きな可能性を有している。

一方で、現在の補装具費支給制度や地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付等事業の公的支援制度においては、ＡＩ音声認識機器やウェアラブル型機器など新たな支援機器を個々の状況に応じて公的支援の対象とするための制度整備が十分に進んでいるとは言えない。障がい者福祉において重要なのは、特定の機器を一律に給付することではなく、障がいによって生じる困難を軽減するために、個々の障がい特性や生活実態に応じた支援の選択肢を確保することである。

よって、岩倉市議会は、聴覚障がい者の情報保障及び社会参加を推進するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 ＡＩ音声認識機器やＡＩ音声認識スマートグラス等の新たなコミュニ

ケーション支援機器について、その有効性、安全性、利用実態及び費用対効果等を検証した上で、補装具費支給制度や地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付等事業の対象とすること。

- 2 従来の支援機器のみでは十分な意思疎通が困難な聴覚障がい者に対し、本人の障がい特性や生活実態に応じて最適な支援手段を選択できるよう、支給・給付要件の柔軟化を図ること。
- 3 特定の製品や技術に限定することなく、一定の機能・性能・安全性等の基準を満たす新たな機器を迅速に対象とできるよう、技術革新に対応可能な柔軟かつ技術中立的な支援制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣